

議第四百十一号

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和七年十二月二日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

- | | | |
|---|--------|--|
| 一 | 所 在 地 | 揖斐郡揖斐川町門入字茂津谷二三九六番一の一ほか一〇九筆 |
| 二 | 取得予定面積 | 四三、七四二、九九九・七五平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、四三、七四〇、四一一・五一平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、八九六、三九六・七八平方メートル）） |
| 三 | 所 有 者 | 中島太ほか一九名 |
| 四 | 取得予定金額 | 九九、七八七、二八三円 |
| 五 | 取得の方法 | 買収 |

